

投資信託自動購入プラン規定

1 (投資信託自動購入プラン)

投資信託自動購入プラン（少額投資非課税制度を利用した自動購入プランを含む。以下「自動購入プラン」という）とは、自動購入プランの申込時にお客さまがあらかじめ設定する毎月の引落指定日（以下「引落指定日」という）に、お客さまがあらかじめ設定した金額（以下「引落金額」という）を、お客さまの口座（下記3①に定めるお客さまの口座、以下「引落口座」という）から自動的に引落し、その金額をもって、当社が別途定める取扱い銘柄の中からお客さまがあらかじめ指定する銘柄（以下「指定銘柄」という）の買付を行う取引です。

自動購入プランにより取得した受益権については、投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき、当社所定の振替口座簿に記録します。なお、同一の指定銘柄については異なる引落指定日を設定することはできないものとします。

2 (申込方法)

自動購入プランの利用にあたっては、当社所定の手続きによって申込みものとし、当社が承諾した場合に限り自動購入プランによる取引を開始できるものとします。取引の開始にあたって、当社はただちにお客さまの指定銘柄に係る累積投資口座を設定いたします。

なお、お申込み内容についてはお申込み日の翌営業日以降の引落指定日から適用となります。

3 (引落金額の引落)

- ① 引落口座はお客さまご本人が投資信託口座に係る取引で指定している当社にあるお客さまご本人名義の普通預金口座とします。
- ② 引落口座からの引落については、普通預金規定、総合口座取引規定（以下総称して「普通預金規定等」という）にかかわらず、払戻請求書、普通預金通帳の提出を不要とします。
- ③ 毎月の引落金額の単位は、当社が別途定めるところによります。
- ④ 増額指定月（年間2回まで）および増額指定月の引落金額を別途指定することができます。増額指定月には、あらかじめ設定した増額指定月の引落金額を引落いたします。
- ⑤ 引落指定日における引落時点で引落口座の預金残高が引落金額に満たないとき、または複数の指定銘柄の自動購入をお申込みの場合で、引落指定日における引落時点で引落口座の預金残高が各指定銘柄の引落金額の合計額に満たないときは、その月の引落は一切行いません。
- ⑥ 引落は、現金もしくは現金化された小切手に対して行われます。また、引落の結果、引落口座が当座貸越になる場合は、その月の引落は行いません。
- ⑦ 上記⑤⑥について、引落がされなかったことについてのお客さまへの通知はいたしません。
- ⑧ 引落指定日が当社の休業日に当たる場合は翌営業日に引落を行います。
- ⑨ 該当月に引落指定日の応当日がない場合、該当月の月末日を引落指定日とします。該当月の月末日が当社の休業日に当たる場合は、翌営業日に引落を行います。

4 (指定銘柄の買付方法)

引落指定日に引落金額が自動引落されたときは、当該金額をお客さまの累積投資口座に繰り入れ、引落指定日に指定銘柄の買付を行います。ただし、引落指定日が指定銘柄の買付を行えない日に該当する場合は、当該日以降で当該銘柄の買付が可能となる営業日に買付を行います。また、引落が行われない場合、指定銘柄の買付は行いません。なお、買付けられた指定銘柄の権利ならびにその果実および元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客さまに帰属するものといたします。

5 (手数料等)

指定銘柄の買付に必要な手数料等（販売手数料および消費税等）は、引落金額からお支払いいただきます。

6 (取引内容の報告)

自動購入プランによる指定銘柄の買付については、取引報告書等の発行および交付を省略するものとし、取引残高報告書にて定期的取引内容を報告いたします。

7 (指定銘柄の追加、申込内容の変更)

- ① 指定銘柄を追加するときは、新たに当社所定の手続きによって申込みものとします。
- ② 指定銘柄を変更するときは、現行の申込内容をいったん終了のうえ、新たに当社所定の手続きによって申込みものとします。
- ③ 引落指定日、引落金額等、指定銘柄以外の申込内容を変更するときは、当社所定の手続きによって変更の申し出をするものとします。

8 (自動購入プランの終了)

次の各号のいずれかに該当したとき、自動購入プランは終了するものといたします。

- ① お客さまから、当社所定の手続きにより指定銘柄の自動購入の終了の申し出があったとき
この場合、終了を希望される指定銘柄にかかる引落日の前営業日までの手続きが必要となります。
- ② 申込者と当社との間で、第1条に定める買付の期間を別に定めた場合で、買付期間が満了したとき
- ③ 投資信託口座を解約したとき
- ④ 当社が、指定銘柄の累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ⑤ 指定銘柄の償還が決定したとき（償還日の1ヵ月前から当該銘柄の自動購入プランは終了となります）
- ⑥ 相続の開始があったとき
- ⑦ 自動購入プランの申込時に名義人が未成年であった場合において、名義人が成年に到達したとき（成年に到達する誕生日前日の前月を最終買付月とします）

9 (自動購入プランの停止)

以下のやむを得ない事情により、当社は自動購入プランを一時的に停止することがあります。

- ① 投資信託委託会社が指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うこと等を目的として、当該指定銘柄の設定を停止した場合。
- ② 天災地変その他不可抗力等、当社の責に帰すことのできない事由により、当社が自動購入プランを提供できないとき。
- ③ その他やむを得ない事情により、自動購入プランの提供を停止せざるを得ないと当社が判断したとき。

10 (免責事項)

- ① 自動購入プランにおいて、当社所定の申込書等に押印された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして手続きを行い、損害が生じた場合。
- ② 天災地変その他不可抗力等、当社の責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合。

11 (規定の変更)

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要を生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

12 (規定の適用)

自動購入プランに関し、本規定に定めのない事項に関しては、投資信託取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理約款、投資信託受益権の累積（自動継続）投資約款、非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款、未成年者口座および課税未成年者口座に関する約款、普通預金規定等により取扱うものとします。

以上
(2024年4月1日現在)